

# 65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の 平成29年度介護保険料のお知らせ

今年度の介護保険料が決定しました。保険料は、平成28年度と同額です。

所得段階	所得などの条件	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	30,600円
	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人	44,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人	50,900円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	61,100円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人	67,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	81,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	88,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	101,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	115,300円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	128,900円

今年度の介護保険料納入通知書は6月中旬に郵送します。保険料の額は、平成29年度住民税の課税状況に応じて決定します。

## 【納付方法】

◎年金天引きによる納付(特別徴収)

6月に決定した保険料(年額)から、仮徴収額を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。(仮徴収額は、4月に送付した「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」の額で、4月、6月、8月の年金からは、通知したその額が天引きされます。)

◎納付書による納付(普通徴収)

納付書や口座振替で納めていただきます。保険料(年額)は6月から翌年の3月までの10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

【問合先】健康介護課 ☎388-7171